

銀行業等に対する外形課税導入条例案について 大阪府議会の慎重審議を望む

社団法人 関西経済連合会

大阪府議会において、さる 3 月 30 日、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例案」が提出され、現在、総務常任委員会において審議されている。

本条例案は、税の公平性の理念に照らして疑問があることをはじめとして多くの問題を内包しており、同様の条例案が東京都から提案された際にも、当連合会としては導入反対の意向を表明したところである。

当連合会はかねて、地方自治体の自立性を確保し、自己責任を明確化するためには、国と地方との新しい役割分担に基づく税源の再配分を行い、地方自治体の課税自主権を強化する必要があると主張してきた。また、地方自治体の中でも特に都道府県の財政が非常に厳しい状態に陥っており、大阪府もその例外ではないことは十分承知しており、徹底的な歳出削減と併せて、何らかの増税措置を講じる必要性を全面的に否定するものではない。

しかしながら、新たな課税や増税を行う前提として納税者に十分な説明を行い、理解を得る努力が必要不可欠であり、その意味で、議会審議は十分な時間をかけ、あくまでも慎重に行うべきである。

その間に、利害関係者からの意見聴取を行うことはもとより、学識者等の意見も参考にしつつ本来あるべき地方税制の姿をまず議論すべきである。その上で、仮に税制抜本改革までのつなぎ措置として時限的な増税が避けられないと判断される場合にも、提出されている条例案のみならず、法人住民税（均等割）の引き上げや新たな法定外目的税の創設なども含め、多様な選択肢について地元経済に与える影響や財政効果、地方税のあるべき姿との整合性などを比較検討し、最善の方策を採用するべきである。

当連合会は、以上の観点から、本条例案をめぐって、大阪府議会議員各位には慎重審議を切に要望いたします。

以 上